

国際税務

QI/FATCA/CRS 関連情報

FATCA 遵守状況に関する情報提出を依頼する IRS 通知

デロイト トーマツ税理士法人 GIR (Global Information Reporting)

2025 年 1 月 6 日号

2023 年 7 月を期限として FATCA 定期的宣誓を行った一部の外国金融機関 (Foreign Financial Institution : 以下「FFI」) が、FATCA 遵守状況に関する情報提出を依頼する通知を米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service : 以下「IRS」) より受領している。本ニュースレターでは通知の概要と FFI の留意事項を記す。

1. 通知の内容

通知は FATCA ポータル内の Message Board に届き、FATCA 定期的宣誓のレビュー手続の一環として、以下 3 つの追加情報の提出を求めるものとなる。

1. 本人確認や源泉徴収、報告、及びスポンサーシップ契約の締結などの手続が記載されている FATCA 制度に係るコンプライアンスプログラムの写し
2. FATCA ポータルに登録している FATCA 責任者 (Responsible Officer : 以下「RO」) の情報を最新に保つために実施している手続が記載される書面 (手続が書面になっていない場合、手続の書面による説明を作成し提供する)。また、RO の役割や責任に変更がある場合、正確で事実に基づいた宣誓を確保するために実施している手続についての説明
3. 提出した定期的宣誓に関する以下の情報
 - ✓ 定期的検証の実施時期
 - ✓ 定期的検証を実施した者が内部検証人であるか、または外部検証人であるか
 - ✓ 米国人が保有する FATCA における高額口座の口座数
 - ✓ 不同意口座の口座数

上記の情報を通知日から 30 日以内に、通知に記載されている「Secure Document Upload Tool (DUT)」を通じて IRS に提出する。DUT による提出は一度のみ可能であるため、全ての情報を同時に提出する必要がある。万が一、追加提出を要する場合には別途 IRS への連絡が必要となる。

当該通知に対して適切に対応しない場合には、契約不履行 (event of default) となり GIIN を削除する可能性がある旨が明記されているため適切に対応されたい。

2. FFI の留意事項

当該通知に適切に対応するため、FFI は以下の事項について留意されたい。

■ FATCA ポータルの確認

上述の通り、通知は FATCA ポータル内の Message Board に届き、通知日から 30 日以内に対応する必要がある。そのため、定期的にポータルにアクセスし、適時に通知の受領を確認されたい。また、2024 年 7 月に FATCA ポータルへのログイン方法が変更となっている。対応が未済の場合には至急対応されたい。（[2024 年 7 月 23 日号ニュースレター参照](#)）

■ RO 及び POC に関する登録情報の更新

RO や POC（Point of Contact：以下「POC」）の情報に変更があった場合には、適時に FATCA ポータルの登録情報を更新する。また、常に最新の登録情報を保つよう、定期的に自己点検を行うなどの手続を構築されたい。通知対応に備え、手続はコンプライアンスプログラムに記載しておくことが望ましい。

ポータル上の Message Board にメッセージが届くと、ポータルに登録している RO のメールアドレスにポータルを確認するように依頼するメールが届く。通知をタイムリーに確認する観点からも、常に有効なメールアドレスを登録しておくことが重要となる。

■ 定期的検証の証拠の保管

当該通知内では定期的検証の証拠の提出は求めてはいないものの、今後追加の情報として要求される可能性がある。適切に検証を実施したことを IRS に説明できるよう検証の証拠を保管されたい。また、IRS へ提出することを想定する必要があることから、英語で検証の証拠を用意しておくことが推奨される。

おわりに

現状では、2023 年 7 月を期限として定期的宣誓を実施している FFI が当該通知を受領しているが、多くの FFI は 2024 年 7 月期限で宣誓を実施しているため、今後通知を受領する FFI が増加するものと予想される。通知を受領した際に滞りなく対応するため、英語での検証の証拠の用意を含め現段階から体制を整えておくことが望ましい。

一昨年より宣誓への急りが生じた FFI の GIIN 抹消が開始されたこと、昨年に当該通知が発出されたことなどから、IRS が FATCA 遵守状況の確認を強化しているものとみられる。FFI は今一度自社の体制を見直し、適切な内部統制が構築されていることを確認されたい。

デロイト トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回のニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等で不明な点があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 GIR (Global Information Reporting)		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
ディレクター	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
マネジャー	森本 祐佳里	yukari.morimoto@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
Email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束することはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301